

年 月 日	沿 革
昭和25年8月1日	美唄市峰延上水道敷設工事認可申請 総工費 6,691千円
昭和25年9月15日	美唄市上水道布設工事認可 (25河第1565号) 水利権 (昭和55年3月31日まで) 空知郡三笠町字達布 無名沢 (2号溜池上流1km 表流水) 毎秒 0.0014m³ (日 121m³) 給水区域 美唄市字峰延一円 (区域内人口3,000人) 計画給水人口 1,800人 一日最大給水量 180m³
昭和26年4月10日	美唄市東明湧水にて市の一部(市立病院、市役所等)へ簡易水道として給水届出 給水開始
昭和26年10月10日	美唄市上水道拡張工事認可申請 総工費 246,820千円
昭和27年2月6日	美唄市上水道拡張工事認可(厚生省北衛第22号) 水源 石狩川本流美唄市中村町7線 伏流水 計画給水区域 美唄市市街、南美唄市街、茶志内市街、 三菱茶志内、茶志内より美唄市街迄国道沿線 計画給水人口 23,000人 一日最大給水量 4,883m³
昭和27年8月29日	既設簡易水道届出済証交付 (北海道美唄保健所) (27環第2848号) 水源 湧水 美唄市東明 布設場所 美唄市の一部(美唄市立病院、美唄市役所、 美唄小学校、美唄保健所)一円 計画給水人口 2,000人 計画給水量 150m³
昭和27年9月	美唄市上水道拡張工事開始
昭和30年12月	美唄市・岩見沢市・三笠市の共同経営による一部事務組合による桂沢上水道組合設立

年 月 日	沿 革																																																																					
昭和31年10月25日	・ 美唄市上水道拡張工事計画並びに設計変更認可 (厚生省北衛第787号) 水源 幾春別川桂沢堰堤 計画給水区域 美唄市街、南美唄、東明、 峰延から美唄市街までの国道沿線 計画給水人口及び給水量 計画年次 昭和45年 計画給水区域内人口 39,379人 普及率 60% 計画給水人口 23,000人 1人1日給水量 最大 220 L (一般用水) 最大 470 L (工場用水を含む) 平均 147 L (一般用水) 平均 314 L (工場用水を含む) 1日最大給水量 10,800^m 一般 5,100^m 工場 5,700^m																																																																					
昭和33年3月	・ 第1期拡張工事竣工																																																																					
昭和33年4月	・ 桂沢上水道組合から通水開始																																																																					
昭和35年7月30日	・ 三井美唄鉱業所の合理化により、東明地域に係る専用水道を29,000千円で買収、給水開始																																																																					
昭和36年4月1日	・ 地方公営企業法の規定により、財務規定等の一部を適用することとなる																																																																					
昭和36年12月18日	・ 美唄市上水道第2期拡張工事認可申請 総工事費 80,000千円																																																																					
昭和36年12月28日	・ 美唄市上水道第2期拡張工事認可 (厚生省北環第207号) 計画給水人口 31,000人																																																																					
昭和37年11月1日	・ 美唄市水道事業給水条例の臨時特例に関する条例可決 30%の引き上げとなる <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">種 別</th><th colspan="3">基 本 料 金</th><th colspan="3">超 過 料 金</th></tr><tr><th>水 量</th><th>新料金</th><th>旧料金</th><th>水 量</th><th>新料金</th><th>旧料金</th></tr><tr><td rowspan="4">家事用</td><td rowspan="2">計量栓</td><td>専用</td><td>10^mまで</td><td>390円</td><td>300円</td><td>1 ^mにつき</td><td>39円</td><td>30円</td></tr><tr><td>共用</td><td>1戸8^mまで</td><td>260円</td><td>200円</td><td>1 ^mにつき</td><td>33円</td><td>25円</td></tr><tr><td rowspan="2">定額栓</td><td>専用</td><td>1戸5人まで</td><td>416円</td><td>320円</td><td>1人ますごと</td><td>65円</td><td>50円</td></tr><tr><td>共用</td><td>1戸5人まで</td><td>260円</td><td>200円</td><td>1人ますごと</td><td>46円</td><td>35円</td></tr><tr><td colspan="2">団 体 用</td><td>20^mまで</td><td>780円</td><td>600円</td><td>1 ^mにつき</td><td>39円</td><td>30円</td></tr><tr><td colspan="2">営 業 用</td><td>20^mまで</td><td>845円</td><td>650円</td><td>1 ^mにつき</td><td>46円</td><td>35円</td></tr><tr><td colspan="2">大口事業場用</td><td>1 ^mにつき</td><td>5,200円</td><td>4,000円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	種 別		基 本 料 金			超 過 料 金			水 量	新料金	旧料金	水 量	新料金	旧料金	家事用	計量栓	専用	10 ^m まで	390円	300円	1 ^m につき	39円	30円	共用	1戸8 ^m まで	260円	200円	1 ^m につき	33円	25円	定額栓	専用	1戸5人まで	416円	320円	1人ますごと	65円	50円	共用	1戸5人まで	260円	200円	1人ますごと	46円	35円	団 体 用		20 ^m まで	780円	600円	1 ^m につき	39円	30円	営 業 用		20 ^m まで	845円	650円	1 ^m につき	46円	35円	大口事業場用		1 ^m につき	5,200円	4,000円	—	—	—
種 別				基 本 料 金			超 過 料 金																																																															
		水 量	新料金	旧料金	水 量	新料金	旧料金																																																															
家事用	計量栓	専用	10 ^m まで	390円	300円	1 ^m につき	39円	30円																																																														
		共用	1戸8 ^m まで	260円	200円	1 ^m につき	33円	25円																																																														
	定額栓	専用	1戸5人まで	416円	320円	1人ますごと	65円	50円																																																														
		共用	1戸5人まで	260円	200円	1人ますごと	46円	35円																																																														
団 体 用		20 ^m まで	780円	600円	1 ^m につき	39円	30円																																																															
営 業 用		20 ^m まで	845円	650円	1 ^m につき	46円	35円																																																															
大口事業場用		1 ^m につき	5,200円	4,000円	—	—	—																																																															

年 月 日	沿 革												
昭和37年9月1日	上水道第2期拡張工事の第1年次として茶志内地区に 総延長 17,728mの布設、通水開始 総工費 19,630千円												
昭和38年2月11日	- 桂沢上水道組合における「上水道事業の水利並びに負担の変更に関する協定」を美唄市、岩見沢市、三笠市の3市間で締結 - 持分水量 (50,000m³を基礎) <table> <tr> <td>岩見沢市</td><td>22,000m³</td></tr> <tr> <td>美唄市</td><td>8,000m³</td></tr> <tr> <td>三笠市</td><td>20,000m³</td></tr> </table> - 建設費用分担比率 <table> <tr> <td>岩見沢市</td><td>45.07%</td></tr> <tr> <td>美唄市</td><td>21.81%</td></tr> <tr> <td>三笠市</td><td>33.12%</td></tr> </table>	岩見沢市	22,000m ³	美唄市	8,000m ³	三笠市	20,000m ³	岩見沢市	45.07%	美唄市	21.81%	三笠市	33.12%
岩見沢市	22,000m ³												
美唄市	8,000m ³												
三笠市	20,000m ³												
岩見沢市	45.07%												
美唄市	21.81%												
三笠市	33.12%												
昭和38年7月3日	三井鉱山株式会社から三井美唄鉱業所の閉山に伴う専用水道施設の市営移管について文書により申し入れがある。												
昭和39年2月1日	上水道第2期拡張工事の第2年次として、樺戸線地区（西美唄山形地区、上美唄地区）、北沼の内地区、一心第2地区等に総延長28,231mを布設、250戸の農家に対して給水を開始した。 総工費 24,774千円												
昭和39年3月5日	- 三井美唄鉱業所の閉山に伴う専用水道施設の市営移管について三井鉱山株式会社との間に仮協定を締結する。 (要旨) - 経営規模 <table> <tr> <td>計画給水人口</td><td>6,500人</td></tr> <tr> <td>1日平均配水量</td><td>1,700m³</td></tr> <tr> <td>最大配水量</td><td>2,500m³</td></tr> </table> - 施設の譲渡範囲 7号浄水場を除く水道施設 口径50mm以上の配水管 導・送・配(50mm以上)水管以外は、市の所有に属しない。 - 施設の譲渡価格は無償 - 土地使用は存続期間中無償	計画給水人口	6,500人	1日平均配水量	1,700m ³	最大配水量	2,500m ³						
計画給水人口	6,500人												
1日平均配水量	1,700m ³												
最大配水量	2,500m ³												
昭和39年10月	上水道第2期拡張工事の第3年次として、16線地区に総延長19,888.9mを布設し、200戸に対して給水を開始する。 総工費 14,616千円												

年 月 日	沿 革
昭和39年11月	- 三井鉱山株式会社三井美唄鉱業所の閉山に伴う専用水道施設の市営移管についての準備として建設改良工事・計量化工事を実施、関係施設等資産譲渡手続が完了する。 - 落合浄水場管理住宅新築 52.7㎡ 1,019千円 - 落合ポンプ場電気設備改修 584千円 - 落合浄水場石灰注入機外機械一式 756千円 - 三菱ジープ外 1,422千円
昭和40年4月1日	三井鉱山株式会社美唄鉱業所の閉山に伴う旧炭鉱専用水道の市営移管に伴い経営開始する。
昭和41年8月20日	美唄市をおそった集中豪雨のため、美唄橋架替に伴う仮橋添架の配水管並びに本橋添架の配水管が流失破損したほか、落合7号の導水管の一部が流失破損、さらに桂沢水道企業団の導送水管についても大きな被害を受け、事業開始以来最大の断水事故となる。しかし、各関係機関の協力を得て事故発生から5日で応急復旧により、全市給水復旧をする。
昭和41年12月24日	簡易水道事業についても法の規定の全部が適用されることにより水道事業と簡易水道事業をあわせて1つの特別会計を設ける条例「美唄市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例」を制定公布する。
昭和42年1月	上水道第2期拡張工事の最終年度として中村地区に総延長13,700m配水管を布設。170戸に対する給水を計画するが、石狩川治水工事が完了しないため、中村小学校まで延長6,288mの配水管を布設。同校のほか沿線50戸に対し給水を開始する。残りの事業は法の規定により次年度施工とする。 工事費 7,551千円
昭和42年1月	国が開拓地飲雑用水施設として施工中の専用水道施設の完成に伴い225戸全戸に給水を完了する (上美唄、開発地区)
昭和42年8月22日	異常渇水により上水道水源の東明水系、三井水系が近年にない枯渇をきたし、東明水系は8月22日から、三井水系は8月28日から給水制限措置を余儀なくされる。 さらに東明水系は9月1日から断水に至り、この間異常渇水対策本部を設置、隣接各市及び自衛隊の支援を得、搬送給水により生活用水の確保につとめ、9月17日平常に復する。
昭和43年1月	上水道第2期拡張工事の前年から繰越事業分として施工の中村地区に3,180mの配水管を布設し、計画の全工程を完了する。 工事費 4,140千円
昭和43年3月	三菱茶志内炭鉱の閉山に伴う旧炭鉱専用水道施設について、生活用水確保のため三菱鉱業株式会社から関係施設等資産譲渡手続きを完了、簡易水道事業としての経営開始体制を確立する。
昭和44年4月1日	三菱鉱業株式会社 三菱茶志内炭鉱の閉山に伴う旧炭鉱専用水道施設の市営移管に伴い 日東町簡易水道事業として営業を開始する。

年 月 日	沿 革																																																																												
昭和44年12月2日	・「美唄市水道事業給水条例の一部改正」を行い、基本水量と基本料金及びメーターの使用料を改め、11月分料金、1月分使用料からそれぞれ適用した。 <table><tr><th colspan="3">種 別</th><th colspan="2">基 本 料 金</th><th colspan="2">超 過 料 金</th><th colspan="2">メーター使用料</th></tr><tr><th colspan="3"></th><th>水 量</th><th>金 額</th><th>水 量</th><th>金 額</th><th>メーター口径</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="4">家事用</td><td rowspan="2">計量栓</td><td>専用</td><td>8㎥まで</td><td>520円</td><td>1㎥につき</td><td>65円</td><td>13mm</td><td>20円</td></tr><tr><td>共用</td><td>1戸8㎥まで</td><td>350円</td><td>1㎥につき</td><td>65円</td><td>16mm</td><td>40円</td></tr><tr><td rowspan="2">定額栓</td><td>専用</td><td>1戸5人まで</td><td>700円</td><td>1人ますごとに</td><td>140円</td><td>20mm</td><td>40円</td></tr><tr><td>共用</td><td>1戸5人まで</td><td>500円</td><td>1人ますごとに</td><td>100円</td><td>25mm</td><td>50円</td></tr><tr><td colspan="3">団 体 用</td><td>16㎥まで</td><td>1,040円</td><td>1㎥につき</td><td>65円</td><td>30mm</td><td>60円</td></tr><tr><td colspan="3">営 業 用</td><td>16㎥まで</td><td>1,120円</td><td>1㎥につき</td><td>70円</td><td>40mm</td><td>90円</td></tr><tr><td colspan="3">大口事業場用</td><td>1㎥につき</td><td>50円</td><td>—</td><td>—</td><td>50mm</td><td>180円</td></tr></table>	種 別			基 本 料 金		超 過 料 金		メーター使用料					水 量	金 額	水 量	金 額	メーター口径	使用料	家事用	計量栓	専用	8㎥まで	520円	1㎥につき	65円	13mm	20円	共用	1戸8㎥まで	350円	1㎥につき	65円	16mm	40円	定額栓	専用	1戸5人まで	700円	1人ますごとに	140円	20mm	40円	共用	1戸5人まで	500円	1人ますごとに	100円	25mm	50円	団 体 用			16㎥まで	1,040円	1㎥につき	65円	30mm	60円	営 業 用			16㎥まで	1,120円	1㎥につき	70円	40mm	90円	大口事業場用			1㎥につき	50円	—	—	50mm	180円
種 別			基 本 料 金		超 過 料 金		メーター使用料																																																																						
			水 量	金 額	水 量	金 額	メーター口径	使用料																																																																					
家事用	計量栓	専用	8㎥まで	520円	1㎥につき	65円	13mm	20円																																																																					
		共用	1戸8㎥まで	350円	1㎥につき	65円	16mm	40円																																																																					
	定額栓	専用	1戸5人まで	700円	1人ますごとに	140円	20mm	40円																																																																					
		共用	1戸5人まで	500円	1人ますごとに	100円	25mm	50円																																																																					
団 体 用			16㎥まで	1,040円	1㎥につき	65円	30mm	60円																																																																					
営 業 用			16㎥まで	1,120円	1㎥につき	70円	40mm	90円																																																																					
大口事業場用			1㎥につき	50円	—	—	50mm	180円																																																																					
昭和47年7月	・ 湧水により東明水系、三井水系の両水系の水源が著しく減水したので8月6日から時間給水を実施する一方、両水源に対し美唄川からの緊急補水施設を施工し、9月15日より平常給水に復した。																																																																												
昭和47年11月30日	・ 上水道事業第3次拡張事業認可申請																																																																												
昭和48年3月31日	・ 上水道事業第3次拡張事業認可申請許可																																																																												
昭和48年4月1日	・ 美唄ダムを水源とする工業用水道事業会計を設立。事業の実施をする。（資本的収支のみ）																																																																												
昭和48年10月9日	・ 美唄市工業用水道事業届を通商産業大臣に提出・受理																																																																												
昭和48年11月9日	・ 美唄市工業用水道事業届・通商産業大臣より認可される。 給水区域 東明工業団地及びその周辺 給水量 10,000㎥																																																																												
昭和48年11月	・ 上水道第3次拡張事業の変更認可申請 取水地点を美唄ダムに変更するもの ・ 我路町簡易水道事業変更認可申請を北海道知事へ提出																																																																												
昭和49年3月30日	・ 上水道第3次拡張事業変更認可を厚生大臣からうける。 ・ 美唄炭鉱の閉山に伴い旧炭鉱専用水道の市営移管により関係住民に給水することを目的とした我路町簡易水道拡張事業の認可を北海道知事からうける。																																																																												
昭和49年3月19日	・ 工業用水道事業の設立に伴い「美唄市水道事業・簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正」し制定																																																																												
昭和49年3月	・ 上水道第3次拡張事業1年次 美唄ダム着工																																																																												

年 月 日	沿 革
昭和49年12月	上水道第3次拡張事業第2年次で、ダム建設負担金を支出のほか、導水管口径400mm 延長7,185mの布設を実施した。 工事費 69,104千円
昭和50年3月	- 美唄炭鉱閉山に伴う残留関係住民に給水するため我路町簡易水道拡張事業を実施した。 - 浄水施設 一 式 - 取水堰 H=1.2m L=8.5m - 導水管 VP D=150mm L=62m - 送水管 ACP D=200mm L=118m - 配水管 VP D=150mm L=2,697m - VP D=100mm L=364m - VP D=50mm L=188m - 工事費 97,989千円
昭和50年4月1日	美唄炭鉱閉山に伴う残留関係住民に給水するための我路町簡易水道拡張地区について給水を開始した。
昭和50年8月	台風6号による集中豪雨のため美唄川の増水により、元村地区の配水管・我路町簡易水道の配水管の一部が流失し一時断水状態になったがタンク車による給水を行う一方、恒久復旧により給水を確保した。
昭和50年9月	- 上水道第3次拡張事業第3年次で、ダム建設負担金を支出のほか、導水管の一部、浄水場の建設、浄水施設工事の一部を実施した。 - 導水管 DCIP D=400mm L=124m - 美唄浄水場新築 RC造り 2F 1,576㎡ - 沈澱池 2池 - ろ過池 8池 - 工事費 279,121千円
昭和51年12月	- 上水道第3次拡張事業第4年次で、ダム建設負担金の支出外、導水管、浄水施設工事、配水池等の建設工事を実施した。 - 導水管 DCIP D=400mm L=224.4m - DCIP D=500mm L=550.5m - 配水池 RC造り V=3,400㎡ - 配水管 DCIP D=450mm L=1,993.5m - DCIP D=250mm L=1,960m - 浄水場薬品注入設備 一式 - 工事費 248,385千円

年 月 日	沿 革																																									
昭和52年3月7日	・ 「美唄市給水条例の一部改正」の条例が制定され、水道料金、給水工事関係手数料を変更し、翌年度からメーターの使用料が廃止されることとなった。 <table><tr><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">基 本 料 金</th><th colspan="2">超 過 料 金</th></tr><tr><th>水 量</th><th>金 額</th><th>水 量</th><th>金 額</th></tr><tr><td>家事用</td><td>8m³まで</td><td>1,100円</td><td>1 m³につき</td><td>160円</td></tr><tr><td>団 体 用</td><td>16m³まで</td><td>2,400円</td><td>1 m³につき</td><td>180円</td></tr><tr><td>営 業 用</td><td>16m³まで</td><td>2,500円</td><td>1 m³につき</td><td>190円</td></tr><tr><td>大口事業場用</td><td>3,000m³まで</td><td>375,000円</td><td>1 m³につき</td><td>130円</td></tr></table> (給水工事手数料) <table><tr><th></th><th>設計手数料</th><th>設計審査手数料</th></tr><tr><td>工事費の額が10万円以下のもの</td><td>2,000円</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>〃 20万円以下のもの</td><td>2,300円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>〃 20万円をこえるもの</td><td>2,500円</td><td>1,700円</td></tr></table>	種 別	基 本 料 金		超 過 料 金		水 量	金 額	水 量	金 額	家事用	8m³まで	1,100円	1 m³につき	160円	団 体 用	16m³まで	2,400円	1 m³につき	180円	営 業 用	16m³まで	2,500円	1 m³につき	190円	大口事業場用	3,000m³まで	375,000円	1 m³につき	130円		設計手数料	設計審査手数料	工事費の額が10万円以下のもの	2,000円	1,300円	〃 20万円以下のもの	2,300円	1,500円	〃 20万円をこえるもの	2,500円	1,700円
種 別	基 本 料 金		超 過 料 金																																							
	水 量	金 額	水 量	金 額																																						
家事用	8m³まで	1,100円	1 m³につき	160円																																						
団 体 用	16m³まで	2,400円	1 m³につき	180円																																						
営 業 用	16m³まで	2,500円	1 m³につき	190円																																						
大口事業場用	3,000m³まで	375,000円	1 m³につき	130円																																						
	設計手数料	設計審査手数料																																								
工事費の額が10万円以下のもの	2,000円	1,300円																																								
〃 20万円以下のもの	2,300円	1,500円																																								
〃 20万円をこえるもの	2,500円	1,700円																																								
昭和52年4月1日	・ 「美唄市水道事業給水条例の一部改正」に伴い、メーター使用料が廃止されるとともに、水道料金、給水工事関係が改正後の新料金で適用されることとなった。																																									
昭和52年10月	・ 上水道第3次拡張事業第5年次で、ダム建設負担金を支出のほか配水管の一部を施工した。 ・ 配水管 <table><tr><td>DCIP</td><td>D=400mm</td><td>L=1,765m</td></tr><tr><td>DCIP</td><td>D=250mm</td><td>L=2,795m</td></tr><tr><td>DCIP</td><td>D=200mm</td><td>L=1,040m</td></tr><tr><td>DCIP</td><td>D=150mm</td><td>L=940m</td></tr></table> 工事費 146,680千円	DCIP	D=400mm	L=1,765m	DCIP	D=250mm	L=2,795m	DCIP	D=200mm	L=1,040m	DCIP	D=150mm	L=940m																													
DCIP	D=400mm	L=1,765m																																								
DCIP	D=250mm	L=2,795m																																								
DCIP	D=200mm	L=1,040m																																								
DCIP	D=150mm	L=940m																																								
昭和53年12月	・ 上水道第3次拡張事業第6年次で、ダム建設負担金を支出のほか、排水処理施設工事、排水管布設工事、電気設備工事を施工した。 ・ 配水管 <table><tr><td>DCIP</td><td>D=250mm</td><td>L=40m</td></tr><tr><td>S P</td><td>D=250mm</td><td>L=27m</td></tr></table> ・ 浄水場排水処理施設 <table><tr><td>天日乾燥床</td><td>7,268m²</td></tr></table> 総工事費 67,863千円	DCIP	D=250mm	L=40m	S P	D=250mm	L=27m	天日乾燥床	7,268m²																																	
DCIP	D=250mm	L=40m																																								
S P	D=250mm	L=27m																																								
天日乾燥床	7,268m²																																									

年 月 日	沿 革																													
昭和54年12月	- 上水道第3次拡張事業第7年次で、ダム建設負担金を支出のほか、専用取水施設、配水管布設工事を実施した。 - 専用取水施設 - 導水設備 S P D=600mm L=16.5m - 上屋設備 RC造り A=42.05㎡ - 配水管 - V P D=100mm L=4,481.2m - V P D=75mm L=887m 総工事費 33,056千円																													
昭和55年3月15日	「美唄市水道事業給水条例の一部改正」の条例制定され、水道料金が改定されることとなった。<table><tr><td></td><td colspan="2">家 事 用</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">基 本 料 金</td></tr><tr><td>旧</td><td>8㎡まで</td><td>1,100円</td></tr><tr><td>新</td><td>5㎡まで</td><td>620円</td></tr></table>		家 事 用			基 本 料 金		旧	8㎡まで	1,100円	新	5㎡まで	620円																	
	家 事 用																													
	基 本 料 金																													
旧	8㎡まで	1,100円																												
新	5㎡まで	620円																												
昭和55年4月1日	「美唄市水道事業給水条例の一部改正」に伴い、7月分料金から適用となった。 「上水道配水管布設工事分担金徴収条例」の廃止に伴い分担金の徴収を廃止することとなった。（16線地区）																													
昭和55年12月	美唄ダムから一部給水を開始しはじめる。																													
昭和56年2月	- 上水道第3次拡張事業第8年次で、ダム建設負担金を支出したほか、暫定取水設備、導水管布設工事、取水及び排水流量計の設置等を実施した。 - 導水管 DCIP D=500mm L=15m - 浄水場流量測定設備 一 式 - 暫定取水ポンプ停止信号送受信設備 一 式 総工事費 18,936千円																													
昭和57年3月	「美唄市水道事業給水条例の一部改正」の条例制定され、水道料金が改定されることとなった。<table><tr><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">基 本 料 金</th><th colspan="2">超 過 料 金</th></tr><tr><th>水 量</th><th>金 額</th><th>水 量</th><th>金 額</th></tr><tr><td>家事用</td><td>5㎡まで</td><td>860円</td><td>1㎡につき</td><td>200円</td></tr><tr><td>団 体 用</td><td>16㎡まで</td><td>3,340円</td><td>1㎡につき</td><td>240円</td></tr><tr><td>営 業 用</td><td>16㎡まで</td><td>3,480円</td><td>1㎡につき</td><td>260円</td></tr><tr><td>大口事業場用</td><td>3,000㎡まで</td><td>510,000円</td><td>1㎡につき</td><td>180円</td></tr></table>	種 別	基 本 料 金		超 過 料 金		水 量	金 額	水 量	金 額	家事用	5㎡まで	860円	1㎡につき	200円	団 体 用	16㎡まで	3,340円	1㎡につき	240円	営 業 用	16㎡まで	3,480円	1㎡につき	260円	大口事業場用	3,000㎡まで	510,000円	1㎡につき	180円
種 別	基 本 料 金		超 過 料 金																											
	水 量	金 額	水 量	金 額																										
家事用	5㎡まで	860円	1㎡につき	200円																										
団 体 用	16㎡まで	3,340円	1㎡につき	240円																										
営 業 用	16㎡まで	3,480円	1㎡につき	260円																										
大口事業場用	3,000㎡まで	510,000円	1㎡につき	180円																										

年 月 日	沿 革
昭和57年3月	- 上水道第3次拡張事業第9年次で、ダム建設負担金を支出したほか、導水管布設工事、浄水場内整備工事、導水管減圧施設工事を実施した。 - 導水管 DCIP D=500mm L=307.5m - 浄水場内整備 一 式 - 導水管減圧施設 一 式 総工事費 25,823千円
昭和57年4月	「美唄市水道事業給水条例の一部改正」に伴い、5月分料金から適用となった。 「茶志内地区水道布設工事分担金徴収条例」の廃止に伴い、分担金の徴収を廃止することとなった。
昭和57年10月2日	我路・日東の簡易水道事業の廃止すべく「美唄市水道事業・簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正」の条例が制定された。
昭和58年1月	上水道第3次拡張事業最終年次で、ダム建設負担金を支出し、美唄ダムの供用開始に伴い給水区域の調整を行った。
昭和58年2月4日	美唄市我路町簡易水道事業廃止許可申請提出 北海道知事
昭和58年2月4日	美唄市日東町簡易水道事業廃止許可申請提出 北海道知事
昭和58年2月4日	水道事業変更許可申請提出 北海道知事
昭和58年3月31日	美唄市我路町簡易水道事業廃止許可申請認可
昭和58年3月31日	美唄市日東町簡易水道事業廃止許可申請認可
昭和58年3月31日	水道事業変更認可申請が認可
昭和58年4月1日	「美唄市水道事業・簡易水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正」に伴い、我路町・日東町の両簡易水道事業が廃止された。
昭和61年	料金係集金事務廃止
昭和63年4月1日	本年度から貸付メーターについて、市街地区から地上式メーターの設置を行った。
平成元年4月1日	- 本年度から消費税法が公布、施行されたため水道事業についても適用されることになった。 - 落合浄水場夜間業務委託

年 月 日	沿 革																																																													
平成2年3月7日	・「美唄市水道事業給水条例の一部改正」が議決され、水道料金の基本水量・基本料金の減額が行われた。 <table><tr><th rowspan="3"></th><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th></tr><tr><th colspan="2">基 本 料 金</th><th colspan="2">基 本 料 金</th></tr><tr><th>水 量</th><th>金 額</th><th>水 量</th><th>金 額</th></tr><tr><td>家 事 用</td><td>5㎥まで</td><td>840円</td><td>5㎥まで</td><td>860円</td></tr><tr><td>団 体 用</td><td>10㎥まで</td><td>1,860円</td><td>16㎥まで</td><td>3,340円</td></tr><tr><td>営 業 用</td><td>10㎥まで</td><td>1,880円</td><td>16㎥まで</td><td>3,480円</td></tr><tr><td>大口事業場用</td><td>3,000㎥まで</td><td>500,000円</td><td>3,000㎥まで</td><td>510,000円</td></tr></table><table><tr><th></th><th>審査手数料</th><th>検査手数料</th><th>設計手数料</th></tr><tr><td>30万以下のもの</td><td>1,500円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>30万を超え50万以下</td><td>2,500円</td><td>2,000円</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>50万を超え70万以下</td><td>3,500円</td><td>-</td><td>7,000円</td></tr><tr><td>50万を超え100万以下</td><td>-</td><td>4,000円</td><td>-</td></tr><tr><td>70万を超え100万以下</td><td>5,000円</td><td>-</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>100万超えは30万ごと</td><td>1,500円</td><td>1,000円</td><td>3,000円</td></tr></table>		新		旧		基 本 料 金		基 本 料 金		水 量	金 額	水 量	金 額	家 事 用	5㎥まで	840円	5㎥まで	860円	団 体 用	10㎥まで	1,860円	16㎥まで	3,340円	営 業 用	10㎥まで	1,880円	16㎥まで	3,480円	大口事業場用	3,000㎥まで	500,000円	3,000㎥まで	510,000円		審査手数料	検査手数料	設計手数料	30万以下のもの	1,500円	2,000円	3,000円	30万を超え50万以下	2,500円	2,000円	5,000円	50万を超え70万以下	3,500円	-	7,000円	50万を超え100万以下	-	4,000円	-	70万を超え100万以下	5,000円	-	10,000円	100万超えは30万ごと	1,500円	1,000円	3,000円
	新		旧																																																											
	基 本 料 金		基 本 料 金																																																											
	水 量	金 額	水 量	金 額																																																										
家 事 用	5㎥まで	840円	5㎥まで	860円																																																										
団 体 用	10㎥まで	1,860円	16㎥まで	3,340円																																																										
営 業 用	10㎥まで	1,880円	16㎥まで	3,480円																																																										
大口事業場用	3,000㎥まで	500,000円	3,000㎥まで	510,000円																																																										
	審査手数料	検査手数料	設計手数料																																																											
30万以下のもの	1,500円	2,000円	3,000円																																																											
30万を超え50万以下	2,500円	2,000円	5,000円																																																											
50万を超え70万以下	3,500円	-	7,000円																																																											
50万を超え100万以下	-	4,000円	-																																																											
70万を超え100万以下	5,000円	-	10,000円																																																											
100万超えは30万ごと	1,500円	1,000円	3,000円																																																											
平成2年4月1日	・「美唄市水道事業給水条例の一部改正」に伴い、手数料は4月分から、水道料金は7月分から適用となった。																																																													
平成5年	・財務会計事務機械化																																																													
平成8年	・落合浄水場統合事業開始（平成10年度完成）																																																													
平成9年4月1日	・消費税率が改正され（3%→5%）上昇分2%取り込み（内税）																																																													
平成10年	・水道事故マニュアル策定																																																													
平成13年9月	・設置等に関する条例の一部改正（H.13.3定） 桂沢水道企業団構成団体の持分日最大水量の変更により1日最大給水量を18,060㎥→17,560㎥に改正（30,919千円の還付金） 計画人口を43,000人→41,800人に改正																																																													
平成14年11月	・内規の改正 異状水量の認定の取扱、及び水道料金に係る滞納整理の事務処理の改正																																																													
平成15年3月	・給水条例の一部改正（H.15.1定） 給水条例施行規程の一部改正 水道法改正に伴う貯水槽水道の供給規程の制定																																																													
平成16年4月1日	・内規の廃止 水道料金納付組合報償内規の廃止																																																													
平成16年4月11日	・水道部管理規程の一部改正 美唄浄水場運転管理業務の一部委託（土・日曜日、祝祭日、夜間）実施に伴い、職員の勤務条件及び服務について、浄水場に勤務する職員のうち交替制勤務に従事する職員の勤務時間及び休憩時間の規程を削る改正																																																													

年 月 日	沿 革
平成16年度	・ 美唄ダム改良事業（自然調節方式のゲートレス化）完成
平成17年2月18日	・ 桂沢水道企業団においてジクロロメタン混入事故発生 浄水場における高速凝集沈殿池の建屋塗装工事におけるジクロロメタンを主成分とする剥離剤により、揮発したジクロロメタンが浄水に再溶解したことにより、基準値を超える数値が美唄駐屯地により判明した。飲用の場合は煮沸してからの飲用をお願いするとともに、浄水場において粉末活性炭の注入、水道施設からの汚染水の排除などにより22日には安全宣言に至った 北大大学院医学研究科の藤田博美教授が調査報告〔健康影響〕 【報告概要】 ・ 摂取量は微量と推定 ・ 健康に問題はない。 ・ 今回のような微量の摂取では健康被害の報告はない。発ガン性は報告されていない 桂沢水道企業団事故調査委員会報告書提出 【報告概要】 事故の原因 ・ 沈殿池室の塗装工事で使用された剥離剤の主成分であるジクロロメタンが空気中に揮散し着水井及び沈殿池の水面から再溶解した。 （沈殿室の塗装工事の工法選定が不十分） ・ 工法選定における情報収集が十分であったとはいえない。 事故後の対応 （措置は適切、連絡周知が遅かった） ・ 通報後の企業団の措置は適切にとられた。 ・ 関係機関、利用者への連絡、周知が速やかに行われたとはいえない。 ・ 非常時の対応マニュアルや訓練が適切に行われていなかった 今後の対応 （工法の見直しと危機管理も含めた管理体制の強化） ・ 資機材が水道法第5条施設基準を満たすものを選択すること ・ 管理体制の強化、緊急時の危機管理体制の強化
平成17年6月23日	赤水発生事故 平成17年6月23日午前8時50分頃、美唄市発注の工事名「南4・南7丁目東線外1路線側溝整備工事」の工事現場（美唄市西3条北7丁目）内で道路側溝の雨水柵設置に係わる機械掘削中、誤って水道管（V. P100m/m）を破損させた。 午前11時50分水道管の復旧作業終了したが、市街地区を中心に美唄水系全域で赤水が発生した。 使懸命の排泥作業を東地区から進めるとともに、全庁体制及び自衛隊美唄駐屯地の出動により給水、使用を控えて貰うよう広報活動を進めた結果、翌日24日7時30分に使用の制限を解除した。
平成18年4月1日	水道部組織機構改革 水道部が都市整備部となり、工務課・業務課2課体制から水道課1課体制となる。

年 月 日	沿 革
平成21年4月1日	グループ化の採用により管理係と料金係は業務グループに、工務係と浄水場は工務・浄水場グループとなり、各グループに主幹を配置した。
平成23年4月1日	検針委託業務を隔月検針から市内一円毎月検針へ移行する。